



福岡医発第2210号(地)
平成23年12月22日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

厚生労働省疑義解釈資料(その12)の送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より疑義解釈資料(その12)が別紙のとおり発出された旨、日本医師会より通知が参りましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましてもご了解頂くとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ中、「診療報酬改定」特設ページに掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

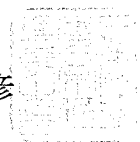
医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 205)

平成23年12月15日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦



厚生労働省「疑義解釈資料（その12）」の送付について

平成22年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、順次ご連絡申し上げているところ
ですが、今般、厚生労働省保険局医療課より、平成22年度診療報酬改定に関する「疑
義解釈資料の送付について（その12）」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

【添付資料】

- ・疑義解釈資料の送付について（その12）
（平 23. 12. 12 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
平成 23 年 12 月 12 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課	}	御 中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 12）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 22 年厚生労働省告示第 69 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、平成 22 年 4 月 1 日より実施しているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添 1 のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

〈別添 1〉

【在宅医療】

問1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）において、在宅療養指導管理料の通則には、「保険医療機関が在宅療養指導管理料を算定する場合には、当該指導管理に要するアルコール等の消毒液、衛生材料（脱脂綿、ガーゼ、絆創膏等）、酸素、注射器、注射針、翼状針、カテーテル、膀胱洗浄用注射器、クレンメ等は、当該保険医療機関が提供する。」とある。また、C 1 1 4 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料には、「特定保険医療材料以外のガーゼ等の衛生材料は当該指導管理料に含まれる。」とされている。これらのことから、C 1 1 4 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料を算定する患者について、患者自らが水疱の処置を行うための針やメス刃を、医療機関が提供することは可能か。

(答)

針やメス刃については、患者もしくは患者の家族が、自ら水疱の処置を目的として使用することは、薬事法上問題ないことから、医学的に必要があれば、患者に提供して差し支えない。

【検査】

問2 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成 23 年 9 月 9 日保医発 0909 第 3 号）において、「局所ボディプレティスモグラフを用いて、左右上肢の容積脈波について、駆血・再灌流による変化を測定・分析することで、血管内皮反応を測定した場合は、D 2 0 7 「2」血管進展性検査を合計 2 回を限度として算定する」とされているが、片側（1 回）のみということはあるのか。また、2 回目については 100 分の 90 に相当する点数により算定することとなるのか。

(答)

片側（1 回）のみというのは想定していない。当該検査については、対照として行う検査を含め、一連の検査を 200 点として評価している。